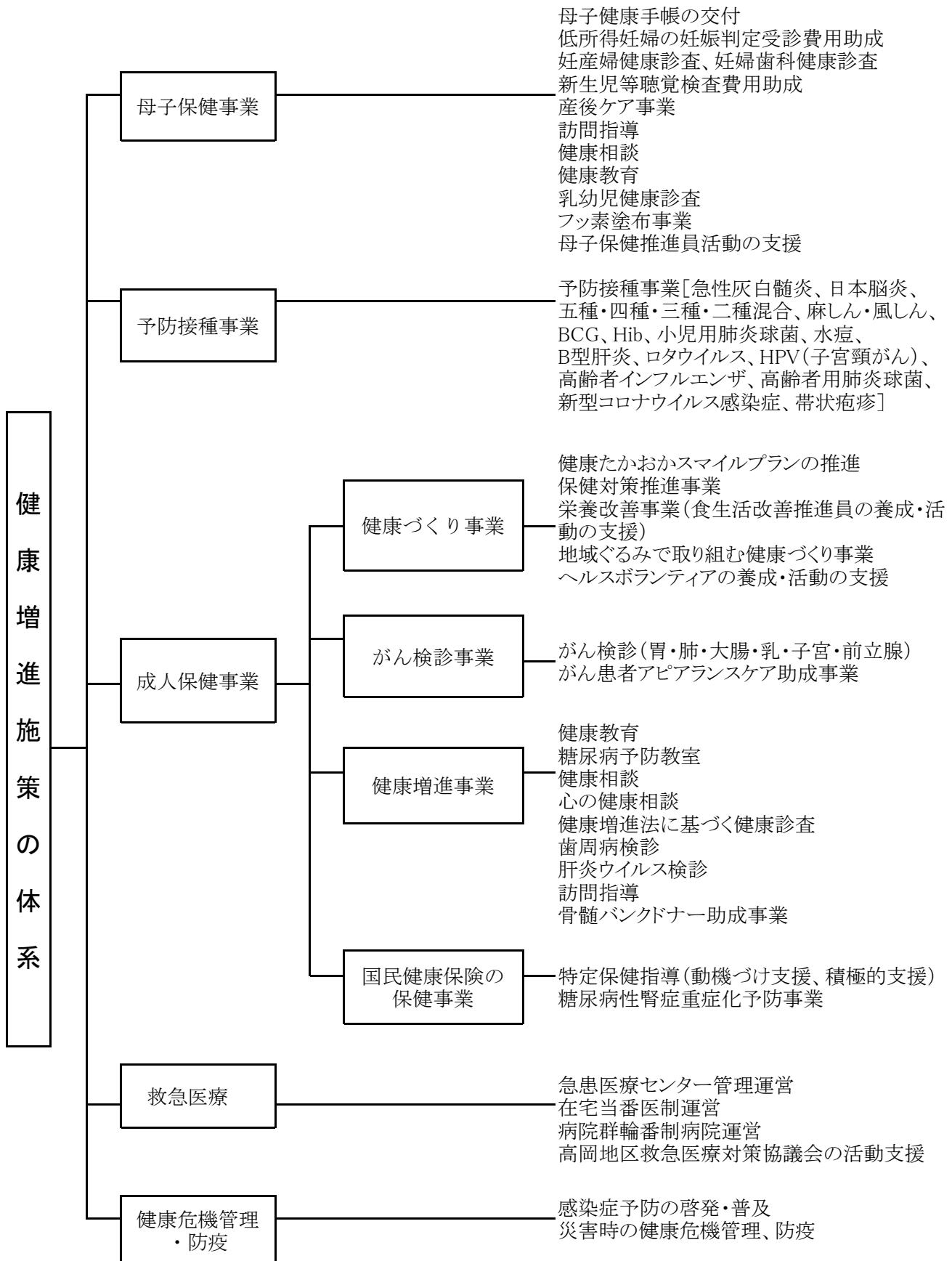


第 7 章 健康に暮らすために



1. 母子保健事業

母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健法等に基づき、次の各母子保健事業を実施しています。

区分	内容																														
母子健康手帳の交付 (母子保健法第16条)	<p>母子健康手帳は、母子の健康診査や保健指導の状況等必要な事項を記録し、健康管理と適切な医療の確保に役立ててもらうために交付しています。</p> <p>(単位:人、冊)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>妊娠届出者数</th><th>妊娠届出時の交付冊数</th><th>交付冊数(再発行含む)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>865</td><td>875</td><td>891</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>904</td><td>910</td><td>919</td></tr> </tbody> </table>	年度	妊娠届出者数	妊娠届出時の交付冊数	交付冊数(再発行含む)	R5年度	865	875	891	R6年度	904	910	919																		
年度	妊娠届出者数	妊娠届出時の交付冊数	交付冊数(再発行含む)																												
R5年度	865	875	891																												
R6年度	904	910	919																												
妊娠婦健康診査 (母子保健法第13条) (子ども・子育て支援法第59条)	<p>妊娠中および産後の異常を早期に発見し、母体や胎児の健康を確保するため、妊娠婦に健康診査を行っています。</p> <p>(1)妊娠一般健康診査</p> <p>平成21年4月から妊娠婦に対し健康診査費を14回分助成しています。</p> <p>受診状況 (単位:件、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>発行数(実数)</th><th>受診者数(延数)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>913</td><td>10,890</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>958</td><td>10,951</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)妊娠精密健康診査</p> <p>妊娠一般健康診査の結果、精密健康診査が必要と認められた妊娠婦に対し実施しています。</p> <p>受診状況 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>受診者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>3</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>9</td></tr> </tbody> </table> <p>(3)産婦健康診査</p> <p>平成30年10月から、全ての産婦に対し産後のメンタルチェックも含めた産婦健康診査(2週間健診、1か月健診の2回)を実施しています。</p> <p>受診状況 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>健診区分</th><th>受診者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>2週間健診</td><td>821</td></tr> <tr> <td></td><td>1か月健診</td><td>854</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>2週間健診</td><td>817</td></tr> <tr> <td></td><td>1か月健診</td><td>826</td></tr> </tbody> </table>	年度	発行数(実数)	受診者数(延数)	R5年度	913	10,890	R6年度	958	10,951	年度	受診者数	R5年度	3	R6年度	9	年度	健診区分	受診者数	R5年度	2週間健診	821		1か月健診	854	R6年度	2週間健診	817		1か月健診	826
年度	発行数(実数)	受診者数(延数)																													
R5年度	913	10,890																													
R6年度	958	10,951																													
年度	受診者数																														
R5年度	3																														
R6年度	9																														
年度	健診区分	受診者数																													
R5年度	2週間健診	821																													
	1か月健診	854																													
R6年度	2週間健診	817																													
	1か月健診	826																													
妊娠婦歯科健康診査 (母子保健法第13条)	<p>妊娠届出を行った妊娠婦に妊娠歯科健診受診票を交付し、妊娠26週6日までの間に、歯科健康診査を実施し、必要な保健指導を行っています。</p> <p>受診状況 (単位:件、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>発行件数</th><th>受診者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>739</td><td>342</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>732</td><td>295</td></tr> </tbody> </table>	年度	発行件数	受診者数	R5年度	739	342	R6年度	732	295																					
年度	発行件数	受診者数																													
R5年度	739	342																													
R6年度	732	295																													

区分	内容																																																									
産後ケア事業 (母子保健法第10条)	心身共に不安定になりやすい産婦の疲労回復促進やメンタルヘルスの向上を図るために、心身のケアや育児技術指導等を実施しています。産婦や乳児の状況に合わせて各ケアを組み合わせて利用できます。																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="2">利用者実人數(人) (延利用泊数(泊) または延利用回数(回))</th> </tr> <tr> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ショートステイ 自己負担金6,000円(1泊)</td><td>産後4か月未満の産婦・乳児</td><td>13(25)</td><td>23(49)</td></tr> <tr> <td>②デイケア 自己負担金3,000円</td><td></td><td>20(63)</td><td>65(187)</td></tr> <tr> <td>③訪問ケア 自己負担金1,000円</td><td>産後1年以内の産婦・乳児</td><td>20(65)</td><td>56(128)</td></tr> </tbody> </table>	内容	対象者	利用者実人數(人) (延利用泊数(泊) または延利用回数(回))		R5年度	R6年度	①ショートステイ 自己負担金6,000円(1泊)	産後4か月未満の産婦・乳児	13(25)	23(49)	②デイケア 自己負担金3,000円		20(63)	65(187)	③訪問ケア 自己負担金1,000円	産後1年以内の産婦・乳児	20(65)	56(128)																																						
内容	対象者	利用者実人數(人) (延利用泊数(泊) または延利用回数(回))																																																								
		R5年度	R6年度																																																							
①ショートステイ 自己負担金6,000円(1泊)	産後4か月未満の産婦・乳児	13(25)	23(49)																																																							
②デイケア 自己負担金3,000円		20(63)	65(187)																																																							
③訪問ケア 自己負担金1,000円	産後1年以内の産婦・乳児	20(65)	56(128)																																																							
訪問指導 (母子保健法第10、 11、17、19条、) (児童福祉法第6、 21条) (社会福祉法第2条) (子ども・子育て支援 法第59条)	保健師等が家庭訪問を実施し、保健指導や適切なサービスへ繋いでいます。乳児家庭全戸訪問事業では、保健師等が生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問しています。																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者の種別</th> <th colspan="2">R5年度</th> <th colspan="2">R6年度</th> </tr> <tr> <th>実人數</th> <th>延人數</th> <th>実人數</th> <th>延人數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊 婦</td><td>65</td><td>87</td><td>112</td><td>138</td></tr> <tr> <td>産 婦</td><td>976</td><td>1,138</td><td>980</td><td>1,155</td></tr> <tr> <td>新 生 児</td><td>487</td><td>522</td><td>551</td><td>593</td></tr> <tr> <td>未 熟 児</td><td>123</td><td>137</td><td>132</td><td>168</td></tr> <tr> <td>乳 児</td><td>415</td><td>517</td><td>366</td><td>445</td></tr> <tr> <td>幼 児</td><td>700</td><td>841</td><td>675</td><td>806</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,766</td><td>3,242</td><td>2,816</td><td>3,305</td></tr> <tr> <td>再掲</td><td>乳児家庭全戸訪問事 業(家庭数)</td><td>825</td><td>876</td><td>833</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>901</td></tr> </tbody> </table>	対象者の種別	R5年度		R6年度		実人數	延人數	実人數	延人數	妊 婦	65	87	112	138	産 婦	976	1,138	980	1,155	新 生 児	487	522	551	593	未 熟 児	123	137	132	168	乳 児	415	517	366	445	幼 児	700	841	675	806	計	2,766	3,242	2,816	3,305	再掲	乳児家庭全戸訪問事 業(家庭数)	825	876	833					901		
対象者の種別	R5年度			R6年度																																																						
	実人數	延人數	実人數	延人數																																																						
妊 婦	65	87	112	138																																																						
産 婦	976	1,138	980	1,155																																																						
新 生 児	487	522	551	593																																																						
未 熟 児	123	137	132	168																																																						
乳 児	415	517	366	445																																																						
幼 児	700	841	675	806																																																						
計	2,766	3,242	2,816	3,305																																																						
再掲	乳児家庭全戸訪問事 業(家庭数)	825	876	833																																																						
				901																																																						
健康相談・健康教育 (母子保健法第9、10条)	妊娠、出産又は育児に関して個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行っている他、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進のため、各種健康教室を実施しています。																																																									
		(単位:回、人)																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合健康相談</td><td rowspan="4">育児や健康につい ての相談</td><td rowspan="2">妊産婦</td><td>R5年度</td><td>243</td><td>946</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>243</td><td>988</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">巡回健康 相談・教室</td><td rowspan="2">乳幼児</td><td>R5年度</td><td>243</td><td>352</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>243</td><td>324</td></tr> <tr> <td rowspan="2">幼児保健相談</td><td rowspan="2">保育園や地区公民 館、子育て支援セン ター等の依頼により 実施</td><td rowspan="2">乳幼児、保護者 等</td><td>R5年度</td><td>116</td><td>670</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>113</td><td>583</td></tr> <tr> <td rowspan="6">はじめの 離乳食教室</td><td rowspan="6">発達相談、遊びや開 け方の指導</td><td rowspan="2">3歳未満児及び 未就園児</td><td>R5年度</td><td>11</td><td>110</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>11</td><td>110</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上の在園児</td><td>R5年度</td><td>7</td><td>37</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>7</td><td>34</td></tr> <tr> <td rowspan="2">生後5~6か月の 乳児とその保護者</td><td>R5年度</td><td>12</td><td>157</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>12</td><td>161</td></tr> </tbody> </table>		内容	対象	年度	回数	参加者数	総合健康相談	育児や健康につい ての相談	妊産婦	R5年度	243	946	R6年度	243	988	巡回健康 相談・教室		乳幼児	R5年度	243	352	R6年度	243	324	幼児保健相談	保育園や地区公民 館、子育て支援セン ター等の依頼により 実施	乳幼児、保護者 等	R5年度	116	670	R6年度	113	583	はじめの 離乳食教室	発達相談、遊びや開 け方の指導	3歳未満児及び 未就園児	R5年度	11	110	R6年度	11	110	3歳以上の在園児	R5年度	7	37	R6年度	7	34	生後5~6か月の 乳児とその保護者	R5年度	12	157	R6年度	12	161
	内容	対象	年度	回数	参加者数																																																					
総合健康相談	育児や健康につい ての相談	妊産婦	R5年度	243	946																																																					
			R6年度	243	988																																																					
巡回健康 相談・教室		乳幼児	R5年度	243	352																																																					
			R6年度	243	324																																																					
幼児保健相談	保育園や地区公民 館、子育て支援セン ター等の依頼により 実施	乳幼児、保護者 等	R5年度	116	670																																																					
			R6年度	113	583																																																					
はじめの 離乳食教室	発達相談、遊びや開 け方の指導	3歳未満児及び 未就園児	R5年度	11	110																																																					
			R6年度	11	110																																																					
		3歳以上の在園児	R5年度	7	37																																																					
			R6年度	7	34																																																					
		生後5~6か月の 乳児とその保護者	R5年度	12	157																																																					
			R6年度	12	161																																																					

<p>新生児等聴覚検査 (高岡市新生児等聴覚検査費用助成事業実施要綱)</p>	<p>令和4年4月から、新生児等の聴覚異常を早期に発見し、適切な療育を円滑に実施するため、聴覚検査に要する費用を助成しています。</p> <p>○対象者 高岡市に住民票があり、出生日から6か月未満の者。</p> <p>○助成額 聴覚検査に要する費用(上限5,000円)</p> <p>支給状況 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="414 399 779 525"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>支給者数(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>814</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>779</td></tr> </tbody> </table>	年度	支給者数(人)	R5年度	814	R6年度	779																													
年度	支給者数(人)																																			
R5年度	814																																			
R6年度	779																																			
<p>乳幼児健康診査 (母子保健法第12、13条)</p>	<p>(1)乳児一般健康診査 異常の早期発見及び生活指導等による健康管理の向上を図ることを目的に、医療機関に委託して乳児期に2回の健康診査を行っています。</p> <p>受診状況 (単位:件、人)</p> <table border="1" data-bbox="414 698 1346 869"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">発行数(実数)</th> <th colspan="2">受診者数</th> </tr> <tr> <th>1回目</th> <th>2回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td> <td>868</td> <td>878</td> <td>812</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>829</td> <td>788</td> <td>727</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)乳児精密健康診査 乳児一般健康診査および3か月児健康診査の結果、精密健康診査が必要と認められた乳児に対し実施しています。</p> <p>受診状況 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="414 1073 1013 1199"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)3か月児健康診査 生後3～4か月児に対し、発育、発達、疾病状態などの健康診査及び、必要な保健指導を行っています。</p> <p>受診状況 (単位:回、人、%)</p> <table border="1" data-bbox="414 1372 1346 1498"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td> <td>28</td> <td>882</td> <td>871</td> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>26</td> <td>831</td> <td>822</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	発行数(実数)	受診者数		1回目	2回目	R5年度	868	878	812	R6年度	829	788	727	年度	受診者数	R5年度	19	R6年度	18	年度	回数	対象者数	受診者数	受診率	R5年度	28	882	871	98.8	R6年度	26	831	822	98.9
年度	発行数(実数)			受診者数																																
		1回目	2回目																																	
R5年度	868	878	812																																	
R6年度	829	788	727																																	
年度	受診者数																																			
R5年度	19																																			
R6年度	18																																			
年度	回数	対象者数	受診者数	受診率																																
R5年度	28	882	871	98.8																																
R6年度	26	831	822	98.9																																

区分	内 容																																																
乳幼児健康診査 (母子保健法第12、13条)	<p>(4)1歳6か月児健康診査</p> <p>1歳6か月児に対し、運動発達、精神発達等の健康診査を行っています。併せて、必要な保健指導を行っています。</p> <p>○ 受診状況 (単位:回、人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>回数</th><th>対象者数</th><th>受診者数</th><th>受診率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>30</td><td>1,038</td><td>1,024</td><td>98.7</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>29</td><td>931</td><td>919</td><td>98.7</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 精密健康診査受診状況</p> <p>健診の結果、心身の発達異常、疾病等の疑いがあり、より精密に健康診査を行う必要があると認められた者に対して医療機関にて精密健康診査を行っています。</p> <p>(単位:件、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>発行件数</th><th>受診者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>26</td><td>23</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>19</td><td>16</td></tr> </tbody> </table> <p>(5)3歳児健康診査</p> <p>3歳6か月児に対し、身体発育、精神発達等の健康診査を行っています。併せて、必要な保健指導を行っています。</p> <p>○ 受診状況 (単位:回、人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>回数</th><th>対象者数</th><th>受診者数</th><th>受診率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>30</td><td>985</td><td>971</td><td>98.6</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>29</td><td>975</td><td>962</td><td>98.7</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 精密健康診査受診状況</p> <p>健診の結果、心身の発達異常、疾病等の疑いがあり、より精密に健康診査を行う必要があると認められた者に対して医療機関にて精密健康診査を行っています。</p> <p>(単位:件、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>発行件数</th><th>受診者延数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>137</td><td>113</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>130</td><td>112</td></tr> </tbody> </table>	年度	回数	対象者数	受診者数	受診率	R5年度	30	1,038	1,024	98.7	R6年度	29	931	919	98.7	年度	発行件数	受診者数	R5年度	26	23	R6年度	19	16	年度	回数	対象者数	受診者数	受診率	R5年度	30	985	971	98.6	R6年度	29	975	962	98.7	年度	発行件数	受診者延数	R5年度	137	113	R6年度	130	112
年度	回数	対象者数	受診者数	受診率																																													
R5年度	30	1,038	1,024	98.7																																													
R6年度	29	931	919	98.7																																													
年度	発行件数	受診者数																																															
R5年度	26	23																																															
R6年度	19	16																																															
年度	回数	対象者数	受診者数	受診率																																													
R5年度	30	985	971	98.6																																													
R6年度	29	975	962	98.7																																													
年度	発行件数	受診者延数																																															
R5年度	137	113																																															
R6年度	130	112																																															
フッ素塗布事業 (母子保健法第9、12条)	<p>むし歯予防のため、歯科健康診査およびフッ素塗布を1歳6か月から3歳6か月までの期間に、5回実施しています。</p> <p>(単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>年度</th><th>回数</th><th>受診者数</th><th>フッ素塗布者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1歳6か月児 健康診査</td><td>R5年度</td><td>30</td><td>1,024</td><td>853</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>29</td><td>919</td><td>780</td></tr> <tr> <td rowspan="6">むし歯予防 フッ素塗布教室</td><td rowspan="3">R5年度</td><td rowspan="3">12</td><td>2歳児</td><td>108</td></tr> <tr><td>2歳6か月児</td><td>100</td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>76</td></tr> <tr> <td rowspan="3">R6年度</td><td rowspan="3">12</td><td>2歳児</td><td>117</td></tr> <tr><td>2歳6か月児</td><td>122</td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>107</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3歳児健康診査</td><td>R5年度</td><td>30</td><td>3歳6か月児 971</td><td>623</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>29</td><td>3歳6か月児 962</td><td>644</td></tr> </tbody> </table>	事業名	年度	回数	受診者数	フッ素塗布者数	1歳6か月児 健康診査	R5年度	30	1,024	853	R6年度	29	919	780	むし歯予防 フッ素塗布教室	R5年度	12	2歳児	108	2歳6か月児	100	3歳児	76	R6年度	12	2歳児	117	2歳6か月児	122	3歳児	107	3歳児健康診査	R5年度	30	3歳6か月児 971	623	R6年度	29	3歳6か月児 962	644								
事業名	年度	回数	受診者数	フッ素塗布者数																																													
1歳6か月児 健康診査	R5年度	30	1,024	853																																													
	R6年度	29	919	780																																													
むし歯予防 フッ素塗布教室	R5年度	12	2歳児	108																																													
			2歳6か月児	100																																													
			3歳児	76																																													
	R6年度	12	2歳児	117																																													
			2歳6か月児	122																																													
			3歳児	107																																													
3歳児健康診査	R5年度	30	3歳6か月児 971	623																																													
	R6年度	29	3歳6か月児 962	644																																													

区分	内容															
母子保健推進員活動の支援	<p>地域における母子保健の一層の向上を図るため、市長が母子保健推進員93名(R5年度95名)を委嘱し、乳幼児家庭の子育てを応援する活動を推進しています。</p> <p>(1)パートナー型「7か月児訪問連絡活動」</p> <p>行政の母子保健サービスをはじめとする子育てに役立つ情報(健康診査・予防接種・むし歯予防・健康的な生活習慣づくり等)提供や、各種制度等の周知啓発を行っています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>訪問件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>824</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)参加型・地域サポート型「赤ちゃんにこにこ教室」</p> <p>乳児の母親等が気軽に身近な地域で集う場を設け、育児不安の軽減を図り、親子のふれあいや乳幼児の事故予防と応急手当についての普及啓発を行い、育児支援を行っています。</p> <p>(単位:回、組)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td> <td>61</td> <td>492</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>60</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table>	年度	訪問件数	R5年度	885	R6年度	824	年度	実施回数	参加数	R5年度	61	492	R6年度	60	463
年度	訪問件数															
R5年度	885															
R6年度	824															
年度	実施回数	参加数														
R5年度	61	492														
R6年度	60	463														
あんしん出産・子育て応援事業 (高岡市あんしん出産・子育て応援金交付要綱)	<p>妊娠期から出産・子育てまで保健師等が伴走型相談支援を行っています。妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の乳児家庭全戸訪問時において、保健師等が相談に応じ、妊娠や出産、子育てに関する不安や悩みに寄り添い、必要なサービスを紹介しています。</p> <p>また、妊娠届出時に出産応援金(5万円)を、新生児訪問またはこにこ教室訪問時に面談を受けていただき、アンケートに回答された方に子育て応援金(5万円)を支給しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>出産応援金支給者数(人)</th> <th>子育て応援金支給者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td> <td>964</td> <td>860</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>911</td> <td>851</td> </tr> </tbody> </table>	年度	出産応援金支給者数(人)	子育て応援金支給者数(人)	R5年度	964	860	R6年度	911	851						
年度	出産応援金支給者数(人)	子育て応援金支給者数(人)														
R5年度	964	860														
R6年度	911	851														

2. 予防接種事業

予防接種法に基づき、感染症から小児や高齢者等を守り、流行を防ぐため実施しています。

区分	内容				
定期予防接種 (予防接種法第2条、5条)	<p>予防接種には、予防接種法に基づく定期予防接種(A類疾病、B類疾病)と臨時予防接種及び予防接種法の対象となっていない任意接種があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>A類疾病</td> <td>集団予防及び重篤な疾患の予防に重点を置き、接種を受けるよう努力義務が課されています。</td> </tr> <tr> <td>B類疾病</td> <td>個人の発病またはその重症化に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施するもので接種を受ける努力義務は課されていません。</td> </tr> </table>	A類疾病	集団予防及び重篤な疾患の予防に重点を置き、接種を受けるよう努力義務が課されています。	B類疾病	個人の発病またはその重症化に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施するもので接種を受ける努力義務は課されていません。
A類疾病	集団予防及び重篤な疾患の予防に重点を置き、接種を受けるよう努力義務が課されています。				
B類疾病	個人の発病またはその重症化に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施するもので接種を受ける努力義務は課されていません。				

区分	内 容			
定期予防接種 (予防接種法第2条、5 条)	(単位:人)			
	区分	対象者	接種者数(延数)	
			R5年度	R6年度
ロタウイルス	ロタテック(5価):出生6週0日後～32週0日後までの間 ロタリックス(1価):出生6週0日後～24週0日後までの間	2,127	2,114	
B型肝炎	1歳に至るまでの間	2,609	2,468	
Hib	生後2か月～60か月に至るまでの間	3,532	981	
小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月に至るまでの間	3,535	3,324	
四種混合(DPT-IPV) (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)	生後2か月～90か月に至るまでの間	3,883	1,192	
二種混合(DT) (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満	1,045	1,039	
BCG	1歳に至るまでの間	921	813	
麻しん ・風しん	1期 生後12か月～24か月に至るまでの間	955	832	
	2期 年長児に相当する者	1,159	1,037	
	5期 ※1 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性のうち抗体がない者	27	37	
水痘	生後12か月～36か月に至るまでの間	1,918	1,720	
日本脳炎 ※2	1期:生後6か月～90か月に至るまでの間 2期:9歳～13歳未満	4,322	4,252	
	HPV(子宮頸がん予防) ※3	1,809	4,878	
五種混合(DPT-IPV-Hib) (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・Hib感染症) ※4	生後2か月～90か月に至るまでの間		2,331	

※1 令和元年度～令和6年度まで

※2 経過措置対象者(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の者、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで9歳以上13歳未満の者)を含む。

※3 子宮頸がん予防(HPV)ワクチンは平成25年6月14日、副反応のため積極的勧奨の差し控え(勧告)となるが、令和3年11月26日付の国の通知にて積極的勧奨が再開となる。

積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性に対して令和4年度～令和6年度までキャッチアップ接種を実施する。

※4 令和6年4月から定期接種開始

区分	対象者	接種者数	
		R5年度	R6年度
高齢者インフルエンザ	65歳以上の者 障害を有する者(60歳～65歳未満)	33,232	30,875
高齢者肺炎球菌 ※5	65歳の者 障害を有する者(60歳～65歳未満)	1,627	480
高齢者新型コロナウイルス感染症 ※6	65歳の者 障害を有する者(60歳～65歳未満)		11,154

※5 平成31年4月から経過措置の延長(令和5年度まで)
特例対象者 該当年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる未接種者

※6 令和6年10月から定期接種開始

区分	内容																												
任意予防接種への助成	<p>(1)帯状疱疹</p> <p>帯状疱疹の発症及び重症化の予防を図ることで市民の生活の質の向上と接種費用の負担を軽減するため、50歳以上の方(帯状疱疹定期予防接種対象者を除く)を対象に予防接種費用の一部を助成しています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ワクチン種別</th> <th>接種者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">R6年度</td> <td>乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>シングリックス(組換えワクチン)</td> <td>1回目 1,182</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2回目 1,148</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年4月から接種費用の助成開始</p> <p>(2)子ども・妊婦インフルエンザ</p> <p>インフルエンザの流行や罹患による重症化予防、子育て世帯の経済的負担軽減及び妊婦の罹患への不安を軽減するため、小学1年生から中学3年生、妊婦に対し、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="2">接種者数</th> </tr> <tr> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学生</td> <td>1回目 3,842</td> <td>3,824</td> </tr> <tr> <td>2回目 2,910</td> <td>2,989</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>1,713</td> <td>1,753</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>194</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>			年度	ワクチン種別	接種者数	R6年度	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	67	シングリックス(組換えワクチン)	1回目 1,182		2回目 1,148	対象者	接種者数		R5年度	R6年度	小学生	1回目 3,842	3,824	2回目 2,910	2,989	中学生	1,713	1,753	妊婦	194	164
年度	ワクチン種別	接種者数																											
R6年度	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	67																											
	シングリックス(組換えワクチン)	1回目 1,182																											
		2回目 1,148																											
対象者	接種者数																												
	R5年度	R6年度																											
小学生	1回目 3,842	3,824																											
	2回目 2,910	2,989																											
中学生	1,713	1,753																											
妊婦	194	164																											

3. 成人保健事業

(1)健康づくり事業

健康たかおかスマイルプランの推進

住み慣れた地域で、健康で、安心して、生活を送ることは、すべての人々の願いであり、この願いを実現するために、本市では、平成15年に「高岡いきいき健康プラン21」を、平成25年に「健康たかおか輝きプラン」を、平成30年に「健康たかおか輝きプラン(第2次)」を策定し、市民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を基本目標に健康づくりの総合的な取り組みを推進してきました。

食生活の悪化や肥満の人の割合の増加、喫煙者の割合が依然県内市町村に比較し高い状況や、青壮年期では、望ましい生活習慣を持つ人の割合が低いこと、少子高齢化や核家族化、担い手不足、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、社会や地域とのつながりが弱まりつつあるなどの課題があります。

このような市民の健康に関する課題を踏まえ、今後の健康づくり運動をさらに推進する行動計画として「健康たかおかスマイルプラン」(令和6年度～11年度)を策定し、市民の皆さんとともに健康づくりを推進しています。

◆基本理念

「みんなでつくろう すべての人が健やかで心豊かに いきいきと暮らすまち 高岡」

市民・企業・関係団体・行政のパートナーシップで健康づくりに取り組む姿勢を表し、年齢・性別・病気や障がいの有無に関係なく全ての人が、よりいきいきと積極的な生き方ができるまちを目指します。

◆基本目標

「健康寿命の延伸」と「誰もが健康行動にアクセスしやすい社会環境の構築」

- 平均寿命の伸びを上回る健康寿命の伸びを目標とし、不健康な期間が短縮することを目指します。
- 早世の予防及び生活習慣病予防、介護予防をより一層推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- 人々が自然に健康になれる環境と、それらに誰もがアクセスできる基盤の整備や、社会とのつながりといった環境の質の向上を目指します。

◆基本方針

○望ましい生活習慣の確立と生活習慣病の発症予防

「栄養・食生活・飲酒」、「身体活動・運動」、「休養・睡眠」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」の項目ごとに目標値や具体的な取組方法を示し、生活習慣病予防に取り組みます。

○生活習慣病の重症化予防

三大生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患)による死亡者が死亡者全体の半数以上を占め、国・県と比較し、がん、脳血管疾患の死亡率や糖尿病の有所見者割合、喫煙率が高い等の状況がみられます。「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「慢性閉塞性肺疾患(COPD)」の項目ごとに発症予防及び、早期治療や治療継続による重症化予防を図ります。

○住む人が健康になるまちづくり

生活習慣病の予防のためには、日ごろから自分自身の健康状態に关心を持ち、健康管理を行うことが重要です。健康づくりに取り組むことは個人の努力だけでは限界があり、個人の行動を後押しする社会環境からの働きかけを進めます。

また、行政内部・官民の連携を図り、幅広い社会資源を活かした取組を進めます。

○社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

心身の健康を保持・増進するためには、社会とのつながりをつくることが大切です。人ととのつながりや地域の組織や団体間のつながりを築き、深め、支え合うことができるよう取組を進めます。

ストレス社会といわれる現代では、個人に対する取組を進めるとともに、職域全体で仕事と生活の調和がとれた働き方を推進できる環境づくりを進めます。

○今を未来につなぐライフコースアプローチ

人生100年時代が本格的に到来するにあたり、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時に捉えた健康づくり(ライフコースアプローチ)の重要性が高まっています。

例えば、胎児期から乳幼児期(就学前)には、妊娠をはじめ周囲の大人の生活習慣が、その後の子どもの健康に大きな影響を与えます。また、学齢期(小学校から高校生相当)の子どもの生活習慣や健康状態は、成長して青壮年期を迎えた際の健康状態、さらには次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があります。

ヘルスリテラシー※の向上や適切な食・運動習慣の継続など、生活習慣の改善が将来的な生活習慣病の罹患リスクの低減につながることから、これらを踏まえた取組を進めます。

※ヘルスリテラシー:健康や医療に関する必要な情報を入手し、理解して活用できる能力のことをいいます。

区分	内容																																				
保健対策推進事業	<p>高岡市健康づくり推進協議会（高岡市健康づくり推進協議会規則）</p> <p>健康づくりに関する施策を総合的に推進し、健康で豊かな市民生活の実現を図ることを目的に「高岡市健康づくり推進協議会」が設置されています。協議会では、健康づくり事業の企画立案、健康づくりに関する施設の整備及び保健業務体制、保健衛生関連組織の強化育成及び健康づくり事業の啓蒙普及に関する協議を行っています。</p> <p>ア 委員構成(委員 18名)</p> <p>(ア) 保健医療及び保健衛生関係団体の代表者 (イ) 社会福祉及び社会教育関係団体の代表者 (ウ) 商工及び農業関係団体の代表者 (エ) スポーツ関係団体の代表者 (オ) 学識経験者 (カ) 関係行政機関の職員</p> <p>イ 任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>ウ 開催状況 (単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>3</td><td>35</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>1</td><td>14</td></tr> </tbody> </table>	年度	回数	参加者数	R5年度	3	35	R6年度	1	14																											
年度	回数	参加者数																																			
R5年度	3	35																																			
R6年度	1	14																																			
栄養改善事業 (食生活改善推進員の養成・活動支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座 <p>食生活改善や健康づくりのための知識技術についての教育を実施し、食生活改善推進員として地域組織活動を推進する指導者を養成しています。</p> <p>(単位:回、時間、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>教育回数</th><th>教育時間</th><th>修了者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>10</td><td>28</td><td>16</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>11</td><td>28</td><td>13</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員研修会 <p>食生活改善推進員が組織的、継続的に地区活動を進めるために、研修会を実施しています。</p> <p>(単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>年度</th><th>回数</th><th>参加者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">食育や生活習慣病予防</td><td>R4年度</td><td>5</td><td>88</td></tr> <tr> <td>R5年度</td><td>5</td><td>67</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>5</td><td>86</td></tr> <tr> <td rowspan="3">高齢者の食生活</td><td>R4年度</td><td>2</td><td>35</td></tr> <tr> <td>R5年度</td><td>2</td><td>35</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>2</td><td>34</td></tr> </tbody> </table>	年度	教育回数	教育時間	修了者	R5年度	10	28	16	R6年度	11	28	13	内容	年度	回数	参加者	食育や生活習慣病予防	R4年度	5	88	R5年度	5	67	R6年度	5	86	高齢者の食生活	R4年度	2	35	R5年度	2	35	R6年度	2	34
年度	教育回数	教育時間	修了者																																		
R5年度	10	28	16																																		
R6年度	11	28	13																																		
内容	年度	回数	参加者																																		
食育や生活習慣病予防	R4年度	5	88																																		
	R5年度	5	67																																		
	R6年度	5	86																																		
高齢者の食生活	R4年度	2	35																																		
	R5年度	2	35																																		
	R6年度	2	34																																		

区分	内容																											
栄養改善事業 (食生活改善推進員の養成・活動支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員活動 <p>「高岡市食生活改善推進員養成講座」を修了後、市民の健康の保持増進や生活習慣病予防を推進するために、市内35地区で望ましい食生活の普及を主にした健康づくり活動を行っています。</p> <p>ア 食生活改善推進員数 467名(令和6年度)</p> <p>イ 活動内容</p> <p style="text-align: right;">(単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R5年度</th> <th colspan="2">R6年度</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>参加者数</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区食育講習会</td> <td>121</td> <td>2,346</td> <td>117</td> <td>3,501</td> </tr> <tr> <td>スーパー等での食育活動</td> <td>3</td> <td>500</td> <td>3</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>全体研修会・活動発表会</td> <td>2</td> <td>207</td> <td>2</td> <td>192</td> </tr> </tbody> </table>		R5年度		R6年度		回数	参加者数	回数	参加者数	地区食育講習会	121	2,346	117	3,501	スーパー等での食育活動	3	500	3	288	全体研修会・活動発表会	2	207	2	192			
	R5年度		R6年度																									
	回数	参加者数	回数	参加者数																								
地区食育講習会	121	2,346	117	3,501																								
スーパー等での食育活動	3	500	3	288																								
全体研修会・活動発表会	2	207	2	192																								
地域ぐるみで取り組む健康づくり事業	<p>高岡市健康づくり推進懇話会</p> <p>「健康たかおかスマイルプラン」に掲げる市民と一緒に取り組む健康づくりを効果的に推進するため、地域健康づくり推進懇話会及び健康づくりボランティア団体等が相互に交流を図り、連携をとりながら健康づくり事業を展開しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成メンバー <p>28地域健康づくり推進懇話会の代表者、母子保健推進員協議会・食生活改善推進協議会・ヘルスボランティア協議会・環境保健衛生協会・地域女性ネット高岡の代表者</p> <p style="text-align: right;">(単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>回数</th> <th>協力者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高岡市健康づくり推進懇話会の開催</td> <td>6</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>健康づくりに関する研修会</td> <td>4</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>地域健康づくり推進懇話会活動</td> <td>719</td> <td>5,630</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・28地区における健康づくり推進員活動 <p>健康づくり推進員数 第14期(令和6年度・7年度) 1,306名</p> <p>自治会単位に配置され、市民参加型の自主的保健活動を目指し、「健康づくり推進懇話会」が中心になり、地域の特性を活かした健康づくりを推進しています。</p> <p style="text-align: right;">(単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域健康づくり推進懇話会の開催</td> <td>176</td> <td>2,539</td> </tr> <tr> <td>がん検診、健康診査等の受診勧奨と協力</td> <td>131</td> <td>3,425</td> </tr> <tr> <td>健康教室、歩こう会の開催</td> <td>108</td> <td>2,940</td> </tr> <tr> <td>子育て支援・公民館祭等での健康づくりの周知</td> <td>304</td> <td>5,948</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容	回数	協力者数	高岡市健康づくり推進懇話会の開催	6	126	健康づくりに関する研修会	4	239	地域健康づくり推進懇話会活動	719	5,630	内容	回数	参加者数	地域健康づくり推進懇話会の開催	176	2,539	がん検診、健康診査等の受診勧奨と協力	131	3,425	健康教室、歩こう会の開催	108	2,940	子育て支援・公民館祭等での健康づくりの周知	304	5,948
事業内容	回数	協力者数																										
高岡市健康づくり推進懇話会の開催	6	126																										
健康づくりに関する研修会	4	239																										
地域健康づくり推進懇話会活動	719	5,630																										
内容	回数	参加者数																										
地域健康づくり推進懇話会の開催	176	2,539																										
がん検診、健康診査等の受診勧奨と協力	131	3,425																										
健康教室、歩こう会の開催	108	2,940																										
子育て支援・公民館祭等での健康づくりの周知	304	5,948																										

区分	内容																												
ヘルスボランティアの養成・活動の支援	<p>ヘルスボランティア養成講座</p> <p>市民の健康の保持増進や疾病予防を積極的に推進するため、健康づくりの担い手として、地域の原動力となるヘルスボランティアを養成しています。</p> <p>講座は、健康管理についての講義および実技、ボランティア活動を理解するための学習を中心に行ってています。</p> <p>(単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>教育回数</th><th>修了者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>10</td><td>24</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table> <p>ヘルスボランティア活動</p> <p>「高岡市ヘルスボランティア養成講座」を修了後、市民の健康の保持増進や疾病予防を推進するために、地域で運動普及を主にした健康づくり活動を行っています。</p> <p>ア ヘルスボランティア数 318名 (令和6年度)</p> <p>イ 活動内容 (単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">R5年度</th><th colspan="2">R6年度</th></tr> <tr> <th>回数</th><th>延参加者数</th><th>回数</th><th>延参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区活動</td><td>1,474</td><td>24,701</td><td>1,647</td><td>28,718</td></tr> <tr> <td>学習会・研修会</td><td>7</td><td>555</td><td>8</td><td>600</td></tr> </tbody> </table> <p>(主な地区活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習会の開催 ・チャレンジ！仲間で楽しく歩数アップ事業 ・地区健康教室、歩こう会の企画・運営 ・がん検診や健診の受診の声かけ ・がん検診受診啓発グッズの配付 ・乳がんセルフチェックシートの配付(保育園・幼稚園・地区イベント等) ・自治会、婦人会等の行事への協力 ・公民館事業への協力 ・福祉・介護施設への協力 ・敬老会、筋力アップ教室、ふれあいサロンへの協力 	年度	教育回数	修了者	R5年度	10	24	R6年度	10	10		R5年度		R6年度		回数	延参加者数	回数	延参加者数	地区活動	1,474	24,701	1,647	28,718	学習会・研修会	7	555	8	600
年度	教育回数	修了者																											
R5年度	10	24																											
R6年度	10	10																											
	R5年度		R6年度																										
	回数	延参加者数	回数	延参加者数																									
地区活動	1,474	24,701	1,647	28,718																									
学習会・研修会	7	555	8	600																									

(2)がん検診

がんの早期発見、早期治療により、がんによる死亡を減少させることを目的として、胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施しています。(健康増進法第19条2項及びがん対策基本法)

(対象者) 職場等他で検診を受ける機会のない人

- ・胃がん検診:40歳以上の偶数年齢の人
- ・肺・大腸がん検診:40歳以上の人
- ・乳がん検診:40歳以上の偶数年齢の女性
- ・子宮がん検診:20歳以上の偶数年齢の女性
- ・前立腺がん検診:60歳の男性

(検診方法)

- ・集団検診方式(胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診)
検診車が各地区の施設等を巡回して実施
- ・医療機関検診方式(胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診)
市内指定医療機関等で実施

(検診内容)

- ・胃がん検診:胃部X線検査又は胃内視鏡検査の選択
- ・肺がん検診:胸部X線検査及び喀痰細胞診(65歳以上の人には結核健康診断と併せて実施)
- ・大腸がん検診:便潜血反応検査(2日法)
- ・乳がん検診:マンモグラフィ検査(乳房X線撮影)
- ・子宮がん検診:視診、内診、子宮頸部又は子宮頸体部の細胞診
- ・前立腺がん検診:前立腺特異抗原(PSA)検査(血液検査)

(がん検診受診状況)

ア 胃がん(40歳以上の偶数年齢の人) 令和5年度は確定数、6年度は概数

(単位:人、%)

年度	対象者数	受診者数	2年連続受診者数	受診率	検診結果			精検受診者	精検受診率	発見がん
					異常なし	要観察	要精検			
R5	30,329	4,659	206	30.4	1,188	2,935	536	501	93.5	18
R6	29,627	4,629	199	30.7	1,176	2,982	471	456	96.8	26

受診率は2年間の受診率で算出。

2年間の受診率=(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)

÷「当該年度の対象者数(対象者は年1回行うがん検診と同様)」×100

イ 肺がん(40歳以上) 令和5年度は確定数、6年度は概数

(単位:人、%)

年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		精検受診者	精検受診率	発見がん
				異常なし	要精検			
R5	30,522	10,419	34.1	10,012	407	361	88.7	12
R6	30,753	10,523	34.2	10,140	383	337	88.0	9

ウ 大腸がん(40歳以上) 令和5年度は確定数、6年度は概数

(単位:人、%)

年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		精検受診者	精検受診率	発見がん
				異常なし	要精検			
R5	30,233	10,040	33.2	9,251	789	654	82.9	24
R6	29,648	10,059	33.9	9,276	783	623	79.6	40

エ 乳がん(40歳以上の偶数年齢の女性) 令和5年度は確定数、6年度は概数

(単位:人、%)

年度	対象者数	受診者数	2年連続受診者数	受診率	検診結果		精検受診者	精検受診率	発見がん
					異常なし	要精検			
R5	18,088	3,015	88	33.7	2,871	144	135	93.8	14
R6	17,614	3,180	68	34.8	3,046	134	125	93.3	7

受診率は2年間の受診率で算出。

2年間の受診率=(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)

÷「当該年度の対象者数(対象者は年1回行うがん検診と同様)」×100

オ 子宮がん(20歳以上の偶数年齢の女性) 令和5年度は確定数、6年度は概数

(単位:人、%)

年度	対象者数	受診者数	2年連続受診者数	受診率	検診結果			精検受診者	精検受診率	発見がん
					異常なし	要観察(要治療含む)	要精検			
R5	27,418	4,088	82	30.3	3,578	485	25	25	100.0	3
R6	26,731	4,125	65	30.5	3,606	496	23	22	95.7	3

受診率は2年間の受診率で算出。

2年間の受診率=(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)

÷「当該年度の対象者数(対象者は年1回行うがん検診と同様)」×100

カ 前立腺がん(60歳の男性)

令和5年度は確定数、6年度は概数

(単位:人、%)

年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		精検受診者	精検受診率	発見がん
				異常なし	要精検			
R5	258	83	32.1	77	6	5	83.3	0
R6	283	71	25.0	70	1	1	100	0

(結核健康診断受診状況)

65歳以上の人を対象に、肺がん検診と併せて検診車で各地区の施設等を巡回して行う集団検診方式と医療機関検診方式により実施しています。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2 3項)

(単位:人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	検診結果		精検受診者	肺結核
				異常なし	要精検		
R5	20,438	8,327	40.7	7,958	369	332	1
R6	20,553	8,350	40.6	8,008	342	301	0

(がん患者アピアランスケア助成事業)

がん治療による外見の変化によって受ける心理的な苦痛を軽減し、治療と就労等の社会参加の両立を促し、生きがいを感じながら尊厳をもって暮らすことができるよう、がん患者が補正具を購入した場合の費用の一部を助成しています。

助成金交付状況 (件)

年度	wig	乳房補正具
R5	74	9
R6	81	22

(3)健康増進事業

健康づくりや生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を目的に健康診査や健康相談、健康教育、訪問指導等を実施しています。

区分	内容																													
健康手帳 (健康増進法第17条1項)	<p>健康手帳は、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立ててもらうために利用を促しています。</p> <p>平成30年度より手帳の交付は、原則として対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとなりました。</p>																													
健康教育 (健康増進法第17条1項)	<p>日常の生活における健康管理に役立てるため、心身の健康に関する知識の普及と疾病予防のための教室を行っています。</p> <p>開催回数 年間429回 参加人数 17,329人 場 所 保健センター、ふれあい福祉センター、 コミュニティセンター、地域交流センター等 内 容 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・栄養士・ヘルスボランティア等を講師として健康教室、講演会、学習会等を行っています。 また、地域住民、市民団体、企業等の要望により、「健康づくり出前講座」を実施するほか健康機器や教材等の貸出しを行い、広く普及・啓発を行っています。</p> <p>主な健康教育の実施状況</p> <p>ア テーマ別実施状況 (単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ</th> <th colspan="2">R6年度</th> </tr> <tr> <th>実施回数</th> <th>延参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進</td> <td>21</td> <td>939</td> </tr> <tr> <td>運動普及</td> <td>11</td> <td>528</td> </tr> <tr> <td>食生活改善</td> <td>6</td> <td>605</td> </tr> <tr> <td>がん予防</td> <td>33</td> <td>1,958</td> </tr> <tr> <td>歯と口の健康</td> <td>4</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>心の健康</td> <td>8</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>薬の正しい飲み方、感染症予防</td> <td>4</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>高齢者の健康管理(介護予防)</td> <td>28</td> <td>616</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	R6年度		実施回数	延参加者数	健康増進	21	939	運動普及	11	528	食生活改善	6	605	がん予防	33	1,958	歯と口の健康	4	107	心の健康	8	234	薬の正しい飲み方、感染症予防	4	77	高齢者の健康管理(介護予防)	28	616
テーマ	R6年度																													
	実施回数	延参加者数																												
健康増進	21	939																												
運動普及	11	528																												
食生活改善	6	605																												
がん予防	33	1,958																												
歯と口の健康	4	107																												
心の健康	8	234																												
薬の正しい飲み方、感染症予防	4	77																												
高齢者の健康管理(介護予防)	28	616																												

区分	内容																								
健康教育 (健康増進法第17条1項)	<p>イ 市民講座、健康づくり推進員等ボランティアを対象とした研修会等 市民やボランティアの人を対象に、市の健康課題を踏まえた講座や 研修会を実施しています。</p> <p>(単位:回、人)</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">講座名</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">R6年度</th> </tr> <tr> <th>実施回数</th> <th>延参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働く男性の運動教室</td> <td>1クール:4回 2クール:4回 講義及び運動実技</td> <td>8</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>市民健康フォーラム</td> <td>健康づくり功労者表彰、 特別講演「子どもたちの健康を守ろう～睡眠、遊び、 予防を知る～」、 健康づくりに関する展示及び体験</td> <td>1</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>糖尿病予防教室</td> <td>各種計測、糖尿病についての講義、食生活についての講義</td> <td>2</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ゲートキーパー養成講座</td> <td>講義「悩んでいる方や困っている方への声のかけ方、 話の聴き方-ゲートキーパーの立場から-」 ※地域で活動を行う機会や 自殺ハイリスク層の高齢者と関わる機会が多いヘルスボランティアを対象に、実地。</td> <td>1</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table>			講座名	内容	R6年度		実施回数	延参加者数	働く男性の運動教室	1クール:4回 2クール:4回 講義及び運動実技	8	76	市民健康フォーラム	健康づくり功労者表彰、 特別講演「子どもたちの健康を守ろう～睡眠、遊び、 予防を知る～」、 健康づくりに関する展示及び体験	1	120	糖尿病予防教室	各種計測、糖尿病についての講義、食生活についての講義	2	42	ゲートキーパー養成講座	講義「悩んでいる方や困っている方への声のかけ方、 話の聴き方-ゲートキーパーの立場から-」 ※地域で活動を行う機会や 自殺ハイリスク層の高齢者と関わる機会が多いヘルスボランティアを対象に、実地。	1	111
講座名	内容	R6年度																							
		実施回数	延参加者数																						
働く男性の運動教室	1クール:4回 2クール:4回 講義及び運動実技	8	76																						
市民健康フォーラム	健康づくり功労者表彰、 特別講演「子どもたちの健康を守ろう～睡眠、遊び、 予防を知る～」、 健康づくりに関する展示及び体験	1	120																						
糖尿病予防教室	各種計測、糖尿病についての講義、食生活についての講義	2	42																						
ゲートキーパー養成講座	講義「悩んでいる方や困っている方への声のかけ方、 話の聴き方-ゲートキーパーの立場から-」 ※地域で活動を行う機会や 自殺ハイリスク層の高齢者と関わる機会が多いヘルスボランティアを対象に、実地。	1	111																						
	<p>ウ 呉西圏域ポイントサービス事業</p> <p>平成30年10月から呉西圏域6市が共同し、健康への関心が薄い人も含めた多数の市民が楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけをつくることを目的に開始しました。令和3年度から呉西6市の代表的なウォーキングコースを歩くミッションとし、達成した方に呉西6市の特産品を抽選でプレゼントしています。圏域住民の交流の増加を期待するとともに、各種まちづくり活動に対する市民意識を促しています。</p> <p>(単位:人)</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>各健康ウォーキングミッション(6市)の応募者数</th> <th>健康ポータルサイトアクセス数(延)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6年度</td> <td>1,431</td> <td>4,655</td> </tr> </tbody> </table>			年度	各健康ウォーキングミッション(6市)の応募者数	健康ポータルサイトアクセス数(延)	R6年度	1,431	4,655																
年度	各健康ウォーキングミッション(6市)の応募者数	健康ポータルサイトアクセス数(延)																							
R6年度	1,431	4,655																							

区分	内容																		
健康相談 (健康増進法第17条1項)	<p>生活習慣病の予防及び健康の保持増進を図るため、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導を実施しています。</p> <p>場所 保健センター</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健康相談 心身の健康に関する個別の相談に応じ、総合的な指導・助言を行う。 ・重点健康相談 高血圧、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病等、日常生活に助言が必要な人を対象に、医師、保健師、管理栄養士等が、個人に適した健康管理方法に関する保健指導を行う。 <p>健康相談の実施状況</p> <p>ア 総合健康相談 (単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>実施回数</th><th>延参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>376</td><td>1,028</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>313</td><td>935</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、376回のうち74回、1,028人のうち367人は避難所での健康相談</p> <p>イ 重点健康相談 (単位:回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>実施回数</th><th>延参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>25</td><td>60</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>19</td><td>52</td></tr> </tbody> </table>	年度	実施回数	延参加者数	R5年度	376	1,028	R6年度	313	935	年度	実施回数	延参加者数	R5年度	25	60	R6年度	19	52
年度	実施回数	延参加者数																	
R5年度	376	1,028																	
R6年度	313	935																	
年度	実施回数	延参加者数																	
R5年度	25	60																	
R6年度	19	52																	
心の健康相談 (健康増進法第17条1項) (自殺対策基本法)	<p>保健センターにおいて、こころと身体の変調を感じている人の相談に応じています。保健師による相談は随時、公認心理師による相談は年6回実施しています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">保健師による相談</th><th>公認心理師による相談</th></tr> <tr> <th>面接相談</th><th>電話相談</th><th>面接相談</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>19</td><td>90</td><td>7</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>23</td><td>142</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>	年度	保健師による相談		公認心理師による相談	面接相談	電話相談	面接相談	R5年度	19	90	7	R6年度	23	142	6			
年度	保健師による相談		公認心理師による相談																
	面接相談	電話相談	面接相談																
R5年度	19	90	7																
R6年度	23	142	6																

区分	内容																																								
健康増進法に基づく 健康診査 (健康増進法第19条2項)	<p>生活保護受給者等の医療保険未加入者を対象に、40歳以上75歳未満は特定健康診査に準じ、75歳以上は後期高齢者の健診に準じて健康診査を実施し、保健指導を行います。</p> <p>ア 健康診査 (単位:人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>対象者数</th><th>受診者数</th><th>受診率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>190</td><td>35</td><td>18.4</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>191</td><td>34</td><td>17.8</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 保健指導 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>支援区分</th><th>対象者数</th><th>初回面接実施者数</th><th>最終評価実施者数</th><th>中断者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R5年度</td><td>積極的支援</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>動機付け支援</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr> <td rowspan="2">R6年度</td><td>積極的支援</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>動機付け支援</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年度	対象者数	受診者数	受診率	R5年度	190	35	18.4	R6年度	191	34	17.8	年度	支援区分	対象者数	初回面接実施者数	最終評価実施者数	中断者数	R5年度	積極的支援	2	2	1	1	動機付け支援	3	3	3	0	R6年度	積極的支援	1	1	0	0	動機付け支援	4	4	0	0
年度	対象者数	受診者数	受診率																																						
R5年度	190	35	18.4																																						
R6年度	191	34	17.8																																						
年度	支援区分	対象者数	初回面接実施者数	最終評価実施者数	中断者数																																				
R5年度	積極的支援	2	2	1	1																																				
	動機付け支援	3	3	3	0																																				
R6年度	積極的支援	1	1	0	0																																				
	動機付け支援	4	4	0	0																																				
歯周病検診 (健康増進法第19条2項)	<p>高齢期に自分の歯を十分に保持し、食べる楽しみを享受して豊かな人生を送ることができるよう、歯の喪失を予防することを目的に実施しています。</p> <p>対象者 20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の人 (令和6年度から20・30歳も対象年齢に追加)</p> <p>(単位:人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>対象者数</th><th>受診者数</th><th>受診率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>3,427</td><td>180</td><td>5.3</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>3,595</td><td>203</td><td>5.7</td></tr> </tbody> </table>	年度	対象者数	受診者数	受診率	R5年度	3,427	180	5.3	R6年度	3,595	203	5.7																												
年度	対象者数	受診者数	受診率																																						
R5年度	3,427	180	5.3																																						
R6年度	3,595	203	5.7																																						
肝炎ウイルス検診 (健康増進法第19条2項) (肝炎対策基本法)	<p>自覚症状がないことが多い肝炎感染者を早期に発見し、適切な時期に治療を受けることで、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病の進行を遅延させることを目的としています。</p> <p>対象者 40歳と60歳の節目年齢の人</p> <p>受診状況と判定結果</p> <p>ア B型肝炎ウイルス検診 (単位:人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>種別</th><th>対象者数</th><th>受診者数</th><th>受診率</th><th>判定結果 「陽性」</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R5年度</td><td rowspan="2">節目</td><td>40歳</td><td>555</td><td>93</td><td>16.8</td><td>0</td></tr> <tr> <td>60歳</td><td>1,831</td><td>513</td><td>28.0</td><td>2</td></tr> <tr> <td rowspan="2">R6年度</td><td rowspan="2">節目</td><td>40歳</td><td>599</td><td>117</td><td>19.5</td><td>1</td></tr> <tr> <td>60歳</td><td>1,926</td><td>476</td><td>24.7</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	年度	種別	対象者数	受診者数	受診率	判定結果 「陽性」	R5年度	節目	40歳	555	93	16.8	0	60歳	1,831	513	28.0	2	R6年度	節目	40歳	599	117	19.5	1	60歳	1,926	476	24.7	3										
年度	種別	対象者数	受診者数	受診率	判定結果 「陽性」																																				
R5年度	節目	40歳	555	93	16.8	0																																			
		60歳	1,831	513	28.0	2																																			
R6年度	節目	40歳	599	117	19.5	1																																			
		60歳	1,926	476	24.7	3																																			

区分	内容																																																	
肝炎ウイルス検診 (健康増進法第19条2項) (肝炎対策基本法)	<p>イ C型肝炎ウイルス検診</p> <p>(単位:人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> <th>「感染している可能性が極めて高い」と判定された人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R5年度</td> <td rowspan="2">節目</td> <td>40歳</td> <td>555</td> <td>93</td> <td>16.8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>1,831</td> <td>515</td> <td>28.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R6年度</td> <td rowspan="2">節目</td> <td>40歳</td> <td>599</td> <td>117</td> <td>19.5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>1,926</td> <td>476</td> <td>24.7</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						年度	種別	対象者数	受診者数	受診率	「感染している可能性が極めて高い」と判定された人	R5年度	節目	40歳	555	93	16.8	0	60歳	1,831	515	28.1	1	R6年度	節目	40歳	599	117	19.5	0	60歳	1,926	476	24.7	0														
年度	種別	対象者数	受診者数	受診率	「感染している可能性が極めて高い」と判定された人																																													
R5年度	節目	40歳	555	93	16.8	0																																												
		60歳	1,831	515	28.1	1																																												
R6年度	節目	40歳	599	117	19.5	0																																												
		60歳	1,926	476	24.7	0																																												
訪問指導 (健康増進法第17条1項)	<p>健康に関する問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行い、生活習慣病予防及び健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。</p> <p>対象者 市内に居住する者で保健指導の必要な者及び希望者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査の結果等から生活習慣病の予防に関する保健指導が必要な人 ・ 関係機関から依頼のあった人 等 <p>担当者 保健師、看護師、管理栄養士等</p> <p>実施状況</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指導区分</th> <th colspan="2">R5年度</th> <th colspan="2">R6年度</th> </tr> <tr> <th>実人数</th> <th>延人数</th> <th>実人数</th> <th>延人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病予防</td> <td>444</td> <td>444</td> <td>323</td> <td>323</td> </tr> <tr> <td>要指導者</td> <td>650</td> <td>691</td> <td>717</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>がん検診受診勧奨</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>精神保健</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>閉じこもり予防</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>425</td> <td>432</td> <td>136</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>						指導区分	R5年度		R6年度		実人数	延人数	実人数	延人数	生活習慣病予防	444	444	323	323	要指導者	650	691	717	845	がん検診受診勧奨	48	48	23	23	精神保健	0	0	3	7	閉じこもり予防	1	1	0	0	災害	425	432	136	345	その他	0	0	1	8
指導区分	R5年度		R6年度																																															
	実人数	延人数	実人数	延人数																																														
生活習慣病予防	444	444	323	323																																														
要指導者	650	691	717	845																																														
がん検診受診勧奨	48	48	23	23																																														
精神保健	0	0	3	7																																														
閉じこもり予防	1	1	0	0																																														
災害	425	432	136	345																																														
その他	0	0	1	8																																														
骨髓バンクドナー助成事業	<p>公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓バンクドナーとして骨髓または末梢性血幹細胞の提供を行った方や、自己都合以外の理由によって提供が中止された方に対し、助成金(1日2万円(上限7日間:14万円))を交付しています。</p> <p>助成金交付状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>						年度	件数(件)	R5年度	1	R6年度	2																																						
年度	件数(件)																																																	
R5年度	1																																																	
R6年度	2																																																	

(4)国民健康保険の保健事業

区分	内 容																																	
特定保健指導 (高齢者の医療の確保に関する法律)	<p>特定健康診査の結果から生活習慣病の危険因子に応じて階層化し、予防効果が期待できる人を対象に生活習慣改善の必要性を認識し、行動目標を自ら設定、実行して行動変容できるよう支援しています。</p> <p>対象者 動機づけ支援:40～74歳 積極的支援:40～64歳 担当者 保健師、管理栄養士、看護師 実施状況 ア 動機づけ支援 初回面接及び3か月経過後に実績評価を行っています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>初回面接実施者</th><th>最終評価実施者</th><th>継続支援中</th><th>中断者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>134</td><td>134</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>204</td><td>72</td><td>130</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 実績評価については、翌年度実施分を含む ※2 令和5年度は確定数。令和6年度は、令和7年5月末現在の概数</p> <p>イ 積極的支援</p> <p>初回面接による支援を行い、その後、3か月以上の継続的な支援を行っています。継続的な支援では、電話や手紙による支援のほか、栄養教室や運動教室を取り入れています。</p> <p>令和6年度から、厚生労働省「第4期特定健診・特定保健指導」が開始し、特定保健指導(積極的支援)の評価に当たっては、対象者の状態の改善や行動変容を評価することが望ましいとされ、成果を重視し、アウトカム評価(成果が出たことへの評価)を基本とする評価方法が導入されました。</p> <p>初回面接から1～2か月後に中間評価、3か月以降に実績評価を基本として、検査値や行動変容等を確認し、生活習慣改善状況等の評価を実施しています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>初回面接 実施者</th><th>中間評価 実施者</th><th>最終評価 実施者</th><th>継続支援中</th><th>中断者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>21</td><td>16</td><td>11</td><td>10</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 中間評価、継続支援、実績評価について、翌年度実施分を含む ※2 令和5年度は確定数。令和6年度は、令和7年5月末現在の概数 ※3 R6年度は、アウトカム評価が重視され、中間評価未実施の対象者あり</p>	年度	初回面接実施者	最終評価実施者	継続支援中	中断者数	R5年度	134	134	0	0	R6年度	204	72	130	2	年度	初回面接 実施者	中間評価 実施者	最終評価 実施者	継続支援中	中断者数	R5年度	25	25	25	0	0	R6年度	21	16	11	10	0
年度	初回面接実施者	最終評価実施者	継続支援中	中断者数																														
R5年度	134	134	0	0																														
R6年度	204	72	130	2																														
年度	初回面接 実施者	中間評価 実施者	最終評価 実施者	継続支援中	中断者数																													
R5年度	25	25	25	0	0																													
R6年度	21	16	11	10	0																													
糖尿病性腎症重症化予防事業	<p>適切な治療と望ましい生活習慣の確立による糖尿病性腎症の早期発見・重症化予防を目的に受診勧奨や保健指導を実施しています。</p> <p>対象者 糖尿病未治療者及び糖尿病治療中の者のうち、特定健康診査のデータ(HbA1c、尿蛋白、eGFR)により抽出した糖尿病性腎症の可能性の高い者(40～74歳) 担当者 保健師、管理栄養士等 実施状況 ア 糖尿病未治療者への受診勧奨・保健指導 HbA1c6.5%以上の者に対し、郵送による受診勧奨の3か月後に治療状況を確認し、未治療の場合は、訪問・電話等により受診勧奨・保健指導を行っています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>実人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>37</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>21</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は確定数。令和6年度は令和7年5月末現在の概数</p> <p>イ 糖尿病治療中の者への保健指導</p> <p>医療機関と連携し、主治医からの依頼及び指示に基づき、1年間の継続的な支援(面接・電話等)を行い、1年後に生活習慣改善状況や血液データ等の評価を実施しています。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>初回面接者</th><th>継続支援者(延人数)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年度</td><td>7</td><td>34</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>9</td><td>22</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和7年5月末現在の概数</p>	年度	実人数	R5年度	37	R6年度	21	年度	初回面接者	継続支援者(延人数)	R5年度	7	34	R6年度	9	22																		
年度	実人数																																	
R5年度	37																																	
R6年度	21																																	
年度	初回面接者	継続支援者(延人数)																																
R5年度	7	34																																
R6年度	9	22																																

4. 救急医療

休日、夜間の時間外の救急医療体制に関する事業を実施しています。

(1)高岡市急患医療センター 高岡市本丸町7番1号 Tel 25-7111

(午後10時以降は、その日の当番二次救急病院名を急患センター前に掲示するほか、テレフォンサービスで案内しています。)

(2)高岡市の救急医療体制

令和7年4月1日現在

区分	時間	初期救急医療		2次 救急医療	3次 救急医療
		急患医療センター診療	在宅当番医制診療		
平日	夜間 19:30～22:30	内科・小児科・外科 ※(12月29日)含む。			
土曜日	夜間 19:00～22:30	内科・小児科・外科 ※(12月29日)含む。			
休祝日等	昼間 9:00～17:00 (ただし、内科 小児科・外科 は、9:00～ 19:00)		産婦人科・眼科・皮膚科 8月15日 8月16日 12月29日 12月30日 含む 12月31日 1月1日 1月2日 1月3日 耳鼻咽喉科 12月30日 12月31日 1月1日 1月2日 含む 1月3日 内科・小児科・外科 ※(12月29日)のみ	公的病院の病院群輪番制による2次救急医療体制 射水市民病院 浩生会高岡病院 厚生連高岡病院	救命救急センターによる3次救急医療体制 厚生連高岡病院
	昼夜間 9:00～17:00 18:00～22:30	内科・小児科・外科 ※(12月29日)含む。	8月15日 8月16日 12月30日 12月31日 含む。 1月1日 1月2日 1月3日	射水市民病院 浩生会高岡病院 厚生連高岡病院 高岡市民病院 J C H O 高岡ふしき病院 金沢医科大学 氷見市民病院	

(3)高岡地区救急医療対策協議会

高岡地区(高岡市・射水市・氷見市)における救急医療体制の確立と円滑な運営を図り、地域住民の健康と生命を保持するため設置され、初期・2次救急医療体制に関することや広報活動について協議しています。

5. 健康危機管理・防疫

食中毒やインフルエンザなど感染症の予防に関する啓発を行っています。また、知事の指示書に基づき病原体に汚染された場所の消毒に関する事業等を実施します。